官報告示

官告告示

独立行政法人医薬基盤研究所中期目標の変更の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項後段の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり変更し、平成25年５月15日に独立行政法人に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成 25 年６月４日

厚生労働大臣　田村　憲久

〈独立行政法人医薬基盤研究所中期目標〉

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「医薬基盤研究所」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

医薬品・医療機器の開発に資する基盤的技術を研究し、研究開発の振興を適正に実施することを通じて、革新的医薬品等の創出に貢献し、国民保健の向上に資することを目的として、医薬基盤研究所を平成17年４月に設立した。

これまで、大学等における基礎研究を製薬企業等に「橋渡し」するための産学官共同研究等を推進して実用化を促進するとともに、研究開発の成果を広く社会に還元するべく、以下の三つの柱の事業を遂行してきた。

⑴　医薬品・医療機器の開発に共通的に必要な基盤的技術の研究（基盤的技術研究）

⑵　医薬品・医療機器の開発に不可欠な生物資源の研究（生物資源研究）

⑶　医薬品・医療機器の研究開発の振興（研究開発振興）

この間、世界最大規模（８億件）のトキシコゲノミクス（毒性と遺伝子発現）のデータベース整備や、複数の感染症に有効な多価ワクチンの基盤的な開発、iPS細胞の樹立・分化誘導に関する先行的な研究や支援の実施などの画期的な成果を挙げてきた。

とりわけ、平成20年度に国により公募された「先端医療開発特区（スーパー特区）」では、全採択課題24件のうち、医薬基盤研究所を中心とする研究課題が２件（感染症ワクチン、iPS細胞創薬応用）採択されたことは特筆すべき実績である。

今後は、第１期の成果と成長を踏まえ、運営の効率化と研究開発能力の強化を図りつつ、柔軟かつ弾力的に科学技術を振興し、研究所としての自律性、柔軟性、競争性の更なる向上を図り、「橋渡し」の機能をより一層強化していく必要がある。

具体的には、

⑴　医薬基盤研究所の多様な人材の能力を最大限発揮できるような研究環境を実現し、研究所全体としての能力を高めていくとともに、厚生労働省の政策課題を効果的に遂行する研究分野に研究の重点化を図る。そのため、医薬基盤研究所の強みを有する研究テーマに研究資源を集中させ、これまで以上に資源の有効活用を図るほか、組織構成員に対する不断の意識改革とモチベーションの向上に努めることが重要である。

⑵　企業への「橋渡し」を拡充し、国民に研究活動の内容を広く周知するために、産学官連携活動をさらに進めるとともに、適切な情報発信を行う。

このため、製薬業界等の産業界や大学等の研究機関のみならず、行政機関や臨床現場、地方公共団体とも連携の取りやすい医薬基盤研究所の持ち味を活かし、大学等の基礎研究を製薬企業等に「橋渡し」していくことが重要である。

また、医薬品等の基盤技術開発に係る「研究遂行」、「資源分譲」、「資金提供」を統合的にワンストップで推進・支援できる日本で唯一の機関であるという特色を活かし、医薬基盤研究所の活動が社会全体への大きな波及効果を生み出すことが可能となるよう、産学官一体となった取組みを積極的に進めていくことを期待する。

このような活動が最新の研究成果等を踏まえた画期的な開発研究に飛躍的な進歩をもたらすことで、「安心・安全な社会づくり」の基盤となる「日本発の革新的医薬品等」の研究開発を推進しつつ、日本の「ライフ・イノベーション」の中核拠点として、社会と国民に貢献するとともに、医薬基盤研究所自身が発展していくことを期待する。

第１　中期目標の期間

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第２項第１号の中期目標の期間は、平成22年４月から平成27年３月までの５年間とする。

第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

Ａ．全体的事項

１．戦略的な事業の展開

⑴　社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開

創薬等に向けた基盤的研究を行う中核的な機関として、社会からの様々なニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえて、新興・再興感染症対策、迅速な新薬等の開発、難病対策などに向けて組織的、戦略的、重点的に研究開発を推進すること。

また、これに伴い研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的な推進に努めるものとし、研究成果や社会的ニーズ等を踏まえてプロジェクトの見直しを随時に行い、優先順位に応じたプロジェクトの創設や廃止も含めた機動的な事業運営を行うこと。

⑵　研究成果の普及及びその促進

研究成果の社会への還元につなげることは研究開発型独立行政法人の重要な使命であり、適切な産学官連携や合理的・効果的な知的財産戦略を実践していくことにより積極的に社会への貢献を果たすこと。

また、研究成果を製薬業界等産業界に情報提供することはもとより、論文、研究集会、シンポジウム、広報誌等で発表し、施設の一般公開を行うとともに、研究成果によって期待される内容等を国民目線で具体的に分かりやすく情報を発信することにより、国民に対するサービスの向上を図ること。

⑶　外部との交流と共同研究の推進

科学技術の飛躍的進歩及び経済社会の発展に貢献する具体的な成果を創出していくとともに、広く国内外の研究者等の共用に供するべく施設及び設備の利用環境の整備を行うこと。また、研究等に係る機関及び外部研究者等との相互交流による多様な知識の融合等を図り、科学技術の振興に寄与すること。

⑷　研究基盤・研究環境の整備と研究者の育成

これまでの実績を活かしながら、重点研究への研究テーマの絞り込みにより、最先端の研究開発に必要な環境整備に取り組むとともに、これまでの実績も活かしながら連携大学院等の活用により、積極的な若手研究者等の育成を更に進めること。

２．適切な事業運営に向けた取り組み

⑴　コンプライアンス、倫理の保持等

医薬基盤研究所が創薬等に向けた基盤的研究の実施機関として発展していくためには、独立行政法人制度や国の制度等の様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。医薬基盤研究所の組織全体としても、個々の研究者としても、研究不正や研究費不正の防止、倫理の保持、法令遵守等について徹底した対応をとるとともに、研究所としての機能を確実に果たしていくこと。

⑵　無駄な支出の削減・業務効率化の体制整備

業務経費に生じる不要な支出の削減を図るため、無駄の削減及び業務の効率化に関する取組を人事評価に反映するなど、自律的な取組のための体制を整備すること。

⑶　外部有識者による評価の実施・反映

業務計画、運営、業績について外部評価を行い、評価結果をプロジェクトの見直しや研究資源の配分に反映させるなど、評価結果を積極的に活用し、公表すること。

⑷　情報公開の促進

医薬基盤研究所の適正な運営と国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うこと。また、契約業務については、透明性が確保されるように留意すること。

Ｂ．個別的事項

１．基盤的技術研究

より効率的かつ効果的に、画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図ることを目標に以下の研究に取り組むこと。